

融資制度

融資については「災害復旧貸付制度」「セーフティネット貸付」が整備されており、小規模事業者向けの「マル経融資」もあります。

1. 災害復旧貸付

平成 28 年熊本地震で被害を受けた中小企業者に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）が長期・低利で融資します。

また、熊本県全域が激甚災害指定されたことを受け、直接被害を受けた中小企業者に対し、貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げます（貸付後3年間）。

※0.9%の利率引下げには市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出時期については柔軟に対応しますので、ご相談下さい。とくに事業所が全壊・流失した直接被害者や原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設されています。

（対象者）

- ・災害により被害を被った中小企業者（熊本県に事業所を有する者）

（貸付限度額）

日本公庫	中小事業	別枠で 1.5 億円 （代理貸付で 7,500 万円）
	国民事業	各貸付制度の限度枠に上乗せ 3,000 万円 （代理貸付で 1,500 万円）
商工中金		別枠で 1.5 億円

（貸付利率）（いずれも平成 28 年 4 月 15 日現在、貸付期間 5 年の場合）

日本公庫	中小事業	基準金利 1.3%
	国民事業	基準金利（災害貸付） 1.4%
商工中金		所定の利率（相談の上決定）

（貸付期間）

設備資金	10 年以内（据置期間 2 年以内）
運転資金	10 年以内（据置期間 2 年以内）

（担保特例）

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）では、直接貸付・代理貸付とも、

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

担保設定については弾力的に取り扱われます。

（問い合わせ先）

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫

【出典】中小企業庁『災害復旧貸付の概要』

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2016/160415saigai2.pdf>

2. セーフティネット貸付制度（経営環境変化対応資金）

セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）は、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者を対象として、円滑な資金供給を確保するための融資制度です。

今般の熊本地震の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、セーフティネット貸付制度を活用する中小企業に対して、その困窮度に応じて金利を引き下げる措置がとられています。

（対象者）

今般の地震等の社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれのある中小企業・小規模事業者

（貸付限度額）

日本公庫	中小企業事業	7.2 億円
	国民生活事業	4,800 万円

（貸付利率）

日本公庫	中小企業事業	基準金利	1.30%
	国民生活事業	基準金利	1.85%

※ 上記は平成 28 年 4 月 15 日現在、貸付期間 5 年の場合。
金利は担保の有無、返済期間等により変動

（貸付期間）

設備資金	15 年以内（据置期間 3 年以内）
運転資金	8 年以内（据置期間 3 年以内）

（問い合わせ先）

日本政策金融公庫

【出典】中小企業庁『セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）』

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html（国民性活字業）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html（中小企業事業）

3. 小規模事業者向け融資制度（マル経融資）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

平成 28 年熊本地震の発生により被害を受けた小規模事業者の事業再建、復興に向けた取組を迅速化する観点から、小規模事業者経営改善資金（マル経）融資について、推薦手続の迅速な対応を行うことなどを実施団体（全国商工会連合会、日本商工会議所）に対し要請しました。

- ① 申込みにあたり「商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていること」が要件となっていますが、経営指導員が濃密な指導を行うこと等により、経営指導期間にかかわらず融資の推薦を行うこと
- ② 震災のため事業所が損壊する等により営業確認書類や決算書等を亡失した場合であっても柔軟な対応を行うこと

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の活用をはじめとした資金繰りに関するご相談については、事業所の所在する地区の商工会・商工会議所に気軽に相談ください。

（貸付対象者）

商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けている従業員 20 人（商業又はサービス業は 5 人）以下の小規模事業者

（融資条件）

- ①貸付限度額：2,000 万円
- ②貸付金利：平成 28 年 4 月 13 日現在 1.30%
- ③貸付期間：設備資金 10 年以内(据置 2 年以内)、運転資金 7 年以内(据置 1 年以内)
- ④担保等：無担保・無保証人

（問い合わせ先）

最寄りの商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所

【出典】経済産業省『平成 28 年熊本地震に関して被災小規模事業者に対する小規模事業者経営改善資金融資制度の運用の柔軟化を要請しました』
<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428006/20160428006.html>